

### (3) 伊予市



#### ① 各種の相談窓口について

お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
小児慢性特定疾病に関すること 子どもの病気や障がいに関する不安や悩み 病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み 同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室  〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障がい者手帳に関すること 福祉サービスに関すること	伊予市役所 福祉課  〒799-3193 伊予市米湊820番地	電話 : 089-982-1121 FAX : 089-983-3354	平日 8:30~17:15
保育所や幼稚園、一時預かりについて	伊予市役所 子育て支援課 教育委員会事務局 学校教育課  〒799-3193 伊予市米湊820番地	子育て支援課 電話 : 089-982-1119  学校教育課(公立幼稚園) 電話 : 089-989-9871	平日 8:30~17:15
病気や障がいのある子どもの就学に関わる相談について	教育委員会事務局 学校教育課  〒799-3193 伊予市米湊820番地	電話 : 089-989-9871	平日 8:30~17:15
子育て、発達、虐待、不登校、いじめなど、子どもに関すること、子育てに関することについて	伊予市子ども 総合センター  〒799-3127 伊予市尾崎3番地1 (総合保健福祉センター2階)	電話 : 089-989-6226 FAX : 089-989-6226	平日 8:30~17:00
子どもの医療費に関すること 手当てや助成について	伊予市役所 市民課 福祉医療担当  〒799-3193 伊予市米湊820番地	電話 : 089-982-1113 FAX : 089-946-7353	平日 8:30~17:15

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
難病に関すること	中予保健所 健康増進課 難病・母子保健係  〒790-8502 松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局2階	電話：089-909-8757 FAX：089-931-8455	平日 8:30～17:15
発達障がいに関すること	伊予市子ども 総合センター  〒799-3127 伊予市尾崎3番地1 (総合保健福祉センター2階)	電話：089-989-6226 FAX：089-989-6226	平日 8:30～17:00



## ② 子育て支援について

子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します

### ○ 母子保健事業

名 称	内 容	対 象	場所・問い合わせ先
育児相談	2か月に1回、育児相談を実施しています。身体計測や発達、食事、母乳ケア、歯科などの相談ができます。保健師等による乳幼児の発育や育児の相談	乳幼児とその保護者	市民福祉部健康増進課 (保健センター)  〒799-3127 伊予市尾崎3番地1  電話：089-983-4052
母乳相談	母乳育児の困りごと、おっぱいのトラブルなど、助産師にご相談ください。	乳幼児と保護者	
赤ちゃん訪問	赤ちゃんのいる全てのご家庭に保健師や看護師等が訪問し、体重測定や授乳・子育ての相談に応じます。出生届がありましたら保健センターから個別に連絡させていただきます。	生後4か月未満の乳児がいるすべての家庭	

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
マタニティ 交流会&ヨガ	助産師と一緒に楽しくお話したり、お産に向けて呼吸・リラクセス法を学んだりできる教室です。	妊婦さん	市民福祉部健康増進課 (保健センター) 〒799-3127 伊予市尾崎3番地1 電話：089-983-4052
マタニティ 歯科	生まれてくる子どものために、妊娠中から知っておきたい歯の健康について楽しく学べる教室です。		
産後ケア事業	産後の体調不良や育児不安のある方は、助産師による授乳指導、心身のケア、育児相談等が受けられます。	伊予市にお住まいの産後6か月未満のお母さんと赤ちゃん	
子育て支援ヘルパー派遣事業	ご家族等から家事・育児の援助が受けられないご家庭にヘルパーが訪問してサポートします。	伊予市にお住まいの育児中の妊婦と1歳未満の子どもがいる家庭等 利用料1時間 700円	
低出生体重児出生の届出及び訪問指導	体重が2,500グラム未満のお子さんの育児支援を行っています。	低出生体重児 (出生時体重が2,500グラム未満の新生児)	
離乳食相談	ごっくん期(初期)からばくばく期(完了)の離乳食について、進め方や味付け、調理・保存方法など、相談に栄養士がお応えします。	4か月から離乳期の乳幼児の保護者(予約制) ※ 2か月に1回開催	
フッ化物塗布(集団)	フッ化物(フッ素)にはむし歯菌の活動を抑え、歯を強くするなど、むし歯を予防する効果があります。	1歳6か月児健診、3歳児健診にあわせて行っています。	
4か月児相談	1.計測 2.発達チェック 3.育児・母乳・栄養・歯の手入れの相談(希望者のみ)	3~4か月児の乳児	

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
乳児一般健康診査 ※乳児一般健康診査受診票を使用して、2回無料で受診可能。	県内の医療機関（小児科）において受診することができます。	伊予市にお住まいの ・生後3～6か月 ・生後9～11か月	市民福祉部健康増進課 （保健センター） 〒799-3127 伊予市尾崎3番地1 電話：089-983-4052
1歳6か月児健康診査 ※無料	1.小児科医・歯科医による診察 2.育児・栄養・歯みがき相談 3.発達に関する専門の相談（希望者のみ）	伊予市にお住まいの 1歳6か月児～ 2歳未満の幼児	
3歳児健康診査 ※無料	3歳児健診は、身体発育及び発達の面から最も大切な節目の時期であり、就学前に受ける最後の健診です。	伊予市にお住まいの 3歳6か月から 4歳未満の幼児	
オンライン相談	伊予市保健センターの保健師・看護師・栄養士がお話を伺います。 1回の相談時間は30分まで	伊予市にお住まいの 妊産婦、乳幼児の保護者など子育て中の方	
ママくる （母子健康包括支援センター）	ママがいつでも気軽に相談できる妊娠期から出産、子育てのさまざまな相談の窓口です。 保健師等の専門職が保健センターと協力し、医療機関や子育てに関係する機関と連携して相談に応じます。 ・母子健康手帳を保健師等がお話をお伺いしてお渡ししています。 ・赤ちゃん訪問や母乳相談などを行っています。 ・産後ケアや子育て支援ヘルパーの申請受付をしています。	妊娠期から出産、子育て中の保護者	

## ○あおぞら 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）

……子育て支援拠点「あおぞら」は、いつでも気楽に利用できる子育て広場です。

親子で遊びながら、子育ての喜びや悩みを分かち合えるような子育ての応援をしています。

名称	内容	場所	参加費
子育て自主サークル	親子(未就園児)の子育てをみんなで楽しむサークル活動です。	あおぞら通信・ホームページをご確認ください。	無料
すくすくルーム	すくすくルームを開放しています。	伊予市総合保健福祉センター 1階「すくすくルーム」	無料
あおぞら広場	伊予市の公園の遊具や自然の中で、のびのび身体を動かしましょう。 ※予約は不要で現地集合、現地解散です。	伊予市内	無料
動くあおぞら	近隣の幼稚園・保育所などに出向き、地域交流を深めます。	近隣の幼稚園・保育所	無料

## ・育児講座

子育てに関する講座を開催しています。

無料にてご参加いただけます。



講座名	定員	対象	場所
わくわく リトミックA・B	A・Bとも先着 親子20組	Aクラス …2～3歳児とその保護者 Bクラス …0～1歳児とその保護者	伊予市児童センター 「みんくる」体育室
ベビーマッサージ 教室	先着親子10組	首がすわるくらい～ 立っちするまでの赤ちゃん とその保護者	伊予市児童センター 「みんくる」創作活動室
えいごであそぼ♪	先着親子20組	未就園児とその保護者	伊予市児童センター 「みんくる」体育室
おはなしのへや		未就園児とその保護者	伊予市児童センター 「みんくる」遊戯室

※上記の講座以外にも季節の行事等を行っています。

## ・はぐchuchuクラブ

事前予約制の親子クラブ活動です。季節行事・親子ふれあい遊び・創作活動等を通じて、子どもの豊かな感性・子ども同士の思いやりの心・保護者同士の交流を育みながら、保護者自身も子育てを一緒に楽しみましょう♪  
(令和3年11月時点)

講座名	対 象
はぐchuchuクラブ～あおぐみ	今年度2・3歳になる子ども
はぐchuchuクラブ～ももぐみ	今年度1歳になる子ども
はぐchuchuクラブ～きいろぐみ	今年度生まれの子ども

※伊予市児童センター「みんくる」かすくすくルームに置いてある申込用紙に必要事項をご記入の上、クラス別に直接ご予約下さい。

〔問い合わせ先〕……子育て支援拠点「あおぞら」

〒799-3127 伊予市尾崎3-1

伊予市総合保健福祉センター3階（伊予市児童センター「みんくる」内）

電話：080-2997-1313 FAX：089-989-9962



## ○ ファミリー・サポート・センター

……ファミリー・サポート・センター「マミサポ」は、仕事と育児の両立を支援するため、育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方からなる会員組織として、平成19年1月に開設しました。児童クラブや保育所への送り迎え、保護者の都合による預かりなどの相互援助活動を行っています。

・おながい会員 依頼料金表（子ども1人につき1時間あたり）

利用日	利用時間	金 額
平日	7:00～19:00	1時間あたり700円
〃	上記時間以外	1時間あたり800円
土・日・祝日 年末年始	7:00～19:00	1時間あたり800円
〃	上記時間以外	1時間あたり900円

### ・利用例

- ・保育所、幼稚園の保育時間前後の子どもの送迎、預かり
- ・学校の放課後及び放課後児童クラブ終了後の預かり
- ・子どもが病気の回復期にある場合の預かり

〔問い合わせ先〕……ファミリー・サポート・センター「マミサポ」

〒799-3127 伊予市尾崎3-1

伊予市総合保健福祉センター3階（伊予市児童センター「みんくる」内）

電話：090-5717-1914 FAX：089-989-9962

## ③ 手当や年金について

お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手 当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校終了前の児童)を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円/月(一律)</li> <li>・3歳～小学生 10,000円/月 (第3子以降は15,000円)</li> <li>・中学生 10,000円/月(一律)</li> </ul> <p>※所得制限限度額以上の場合の支給については改定予定</p>	<p>伊予市に住民登録があり、中学校終了前の児童を養育している父母等のうち、児童の生計を維持する程度の高い方</p> <p>※公務員の方は、職場に申請します。</p>	<p>伊予市役所 子育て支援課 児童福祉担当</p> <p>〒799-3193 伊予市米湊820番地</p> <p>電話： 089-982-1119 FAX： 089-983-3354</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がいがあるときは20歳未満の児童)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども1人の場合 43,160円～ 10,180円/月</li> <li>・2人目 10,190円～ 5,100円/月 加算</li> <li>・3人目以降 1人につき 6,110円～ 3,060円/月 加算</li> </ul>	<p>○支給対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が離婚した児童</li> <li>・父(または母)が死亡した児童</li> <li>・父(または母)が重度の障がいにある児童</li> <li>・父(または母)の生死が明らかでない児童</li> <li>・父(または母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童など</li> </ul> <p>※所得制限あり</p>	<p>伊予市役所 子育て支援課 児童福祉担当</p> <p>〒799-3193 伊予市米湊820番地</p> <p>電話： 089-982-1119 FAX： 089-983-3354</p>



	手当	内容	対象	窓口
手当	特別児童扶養手当	<p>精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度(1級障害) 52,500円/月</li> <li>・中度(2級障害) 34,970円/月</li> </ul> <p>※令和4年改定予定</p>	<p>①児童が施設に入所していないこと</p> <p>②障がいを理由とした公的年金を受けていないこと</p> <p>③受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること</p>	<p>伊予市役所 福祉課 〒799-3193 伊予市米湊820番地</p> <p>電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354</p>
	障害児福祉手当	<p>精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。</p> <p>14,880円/月 ※令和2年4月改定 ※令和4年改定予定</p>	<p>在宅で一定以上の障がいがあり、日常生活においていつも介護を必要としている20歳未満の児童に支給されます。</p> <p>①施設などに入所していないこと</p> <p>②障がいを支給条件とする公的年金を受けていないこと</p> <p>③所得が一定の額以下であること</p>	
	特別障害者手当	<p>障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。</p> <p>27,350円/月 ※令和2年4月改定 ※令和4年改定予定</p>	<p>20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方</p> <p>①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること</p> <p>②施設に入所していないこと</p> <p>③3か月以上連続して入院していないこと</p>	



	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p><b>令和3年度</b> ・1級 976,125円/年 +子の加算 ・2級 780,900円/年 +子の加算</p>	<p>●20歳前の障がい 20歳前に病気やけが、障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間に国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>伊予市役所 市民課 国民年金担当</p> <p>〒799-3193 伊予市米湊820番地</p> <p>電話： 089-982-1113</p>
制度	心身障害者 扶養共済制度	<p>心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障害の状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。</p>	<p>障がいのある方を現に扶養している保護者であつて、次の要件を満たしている方</p> <p>①伊予市に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。</p>	<p>伊予市役所 福祉課</p> <p>〒799-3193 伊予市米湊820番地</p> <p>電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354</p>



#### ④ 医療費等の助成や給付について

お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。



#### ●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども 医療費助成	入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	伊予市に住民登録があり、いずれかの健康保険に加入している、0歳～中学3年生まで（15歳到達年度の3月31日まで）の子ども	伊予市役所 市民課 福祉医療担当 〒799-3193 伊予市米湊820番地 電話： 089-982-1113 FAX： 089-946-7353
ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭等の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	①ひとり親家庭の母または父及び児童（未婚で20歳到達月の月末まで） ②祖母もしくは祖父と孫、または姉もしくは兄と弟妹の家庭で、ひとり親家庭に準ずるもの ③父母のいない児童  ※所得制限等の要件あり （家庭主に所得税が課税されていないこと）	
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要な医療を給付します。	出生体重が2,000g以下、もしくは医師が入院養育を必要と認めた場合（1歳未満）  ※生計を同一にする世帯全員に課税された市町村民税の合計額により、世帯の月額自己負担額が決定されます。	伊予市役所 市民課 福祉医療担当 〒799-3193 伊予市米湊820番地 電話： 089-982-1113 FAX： 089-946-7353
小児慢性特定 疾病医療費助成	国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）	中予保健所健康増進課 〒790-8502 松山市北持田町132番地 難病・母子保健係 電話： 089-909-8757 FAX： 089-931-8455 E-mail： chu-kenkozosin@pref.ehime.lg.jp

助成・給付	内容	対象	窓口
難病の医療費助成	国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	<p>指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方</p> <p>①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方または、上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方</p> <p>②伊予市内に住所を有している方</p> <p>③公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方、または生活保護受給者</p>	<p>中予保健所健康増進課</p> <p>〒790-8502 松山市北持田町132番地 難病・母子保健係</p> <p>電話： 089-909-8757 FAX： 089-931-8455 E-mail： chu-kenkozosin @pref.ehime.lg.jp</p>
重度心身障害者医療費助成	重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	<p>①身体障害者手帳1・2級</p> <p>②療育手帳「A」</p> <p>③身体障害者手帳3～6級かつ療育手帳「B」の重複障がい者（児）</p>	<p>伊予市役所 市民課</p> <p>〒799-3193 伊予市米湊820番地</p> <p>電話： 089-982-1113 FAX： 089-946-7353</p>
育成医療（自立支援医療）	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	<p>①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること。</p> <p>②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと。</p> <p>③伊予市に住民登録があること。</p> <p>※所得制限等の要件あり</p>	<p>伊予市役所 福祉課</p> <p>〒799-3193 伊予市米湊820番地</p> <p>電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354</p>

助成・給付	内容	対象	窓口
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療 医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	伊予市役所 福祉課 〒799-3193 伊予市米湊820番地 電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354
更生医療 (自立支援医療)	指定自立支援医療機関で受ける、18歳以上の身体障がいのある方の医療費が1割負担になります。ただし、低所得者や高額治療継続者等には負担額に上限が設定されます。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、愛媛県福祉総合支援センターで給付が必要と認められた方	伊予市役所 福祉課 〒799-3193 伊予市米湊820番地 電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354

## ●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	①小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方 ②障害者総合支援法などの他の施策対象外の方 ③在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方	伊予市役所 福祉課 〒799-3193 伊予市米湊820番地 電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354



給付	内容	対象	窓口
補装具費の支給	身体障がい者(児)及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付及び修理に要する費用の支給を行います。	<p>○視覚障がい …視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡</p> <p>○聴覚障がい …補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)</p> <p>○肢体不自由 …義肢、装具、座位保持装置、座位保持椅子*、起立保持具*、車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保持具*、排便補助具*、歩行補助つえ、重度障害者用意志伝達装置</p> <p>*身体障がい児のみの補装具</p> <p>○内部障がい …車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ</p>	<p>伊予市役所 福祉課 〒799-3193 伊予市米湊820番地</p> <p>電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354</p>
日常生活用具給付	心身障がい者等が在宅での日常生活をより円滑に行うための用具を給付します。	<p>○視覚障がい …視覚障害者用ポータブルレコーダー(又はテープレコーダー)、視覚障害者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、音声式体温計、点字図書、音声式体重計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字器、情報・通信支援用具、音声式血圧計</p> <p>○聴覚障がい …聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用電池、人工内耳用音声信号処理装置(スピーチプロセッサ)</p> <p>○肢体不自由 …便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、訓練いす、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、T字つえ、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修)、情報・通信支援用具</p> <p>○内部疾患・その他 …透析液加温器、酸素ポンペ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、火災警報器、自動消火器、頭部保護帽、人工喉頭、ストーマ用装具、紙おむつ(乳</p>	

給付	内容	対象	窓口
		幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害)、収尿器、パルスオキシメーター ※ 原則1割負担。また所得に応じて月額負担上限額あり。	

### ⑤-(a) 訪問看護について

訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

**\* 愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P181参照**

### ⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から6級までの等級があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	<b>伊予市役所 福祉課</b> 〒799-3193 伊予市米湊820番地 電話： <b>089-982-1121</b> FAX： <b>089-983-3354</b>

	手帳	内容	対象	窓口
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がい程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまう方	伊予市役所 福祉課 〒799-3193 伊予市米湊820番地 電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354
③	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	

## ⑤-(c) 障害福祉サービスについて

### ○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

\* 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P181参照



## ○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもが、児童発達支援センターや事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	小学校就学前の障がいのある子ども (身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児を含む精神障がい児)	伊予市役所 福祉課 〒799-3193 伊予市米湊820番地 電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354
②	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	小学校就学前の障がいのある子ども（重症心身障がい児）	
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援です。		
④	放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービスです。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校）に就学している障がいのある児童 ※高校を卒業しても放課後等デイサービスでの福祉を受ける必要があると判断された場合は20歳まで引き続き放課後等デイサービスに通うことができます。	

\* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P181参照



## ○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

## ●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む） ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	伊予市役所 福祉課 〒799-3193 伊予市米湊820番地 電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354  または 愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター 〒790-0811 愛媛県松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・疾病の治療 ・看護 ・医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援や助言 ・身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	

\* 愛媛県内の障害児入所施設については、P181参照

● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

\* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	伊予市役所 福祉課  〒799-3193 伊予市米湊 820番地  電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分6であつて、次のいずれかに該当する方 ①四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 ※障がい児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。	

伊予市



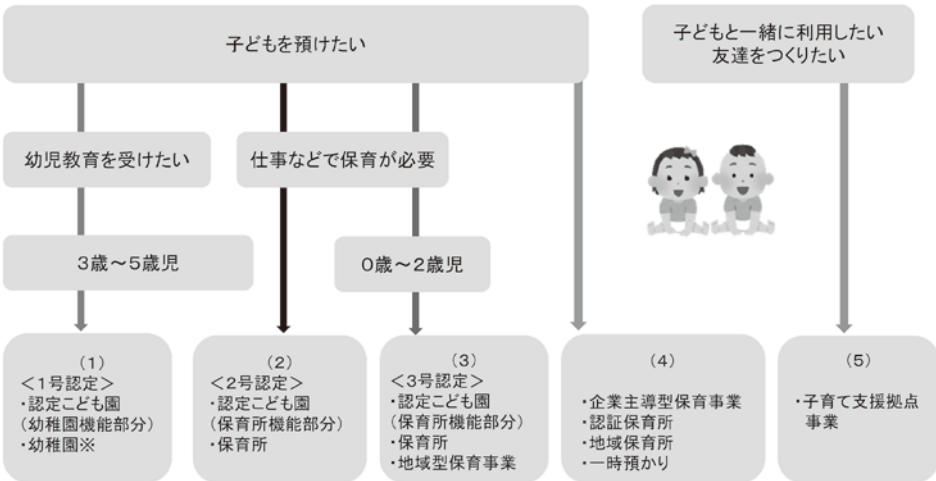
	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	伊予市役所 福祉課  〒799-3193 伊予市米湊 820番地  電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	・身体介護有り（障害支援区分2以上） ・身体介護無し（障害支援区分は不要） ※障がい児も利用できる場合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動の援護等の外出支援を行います。	障害支援区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の点数が、合計10点以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する全身性障がい者・知的障がい者・精神障がい者に、円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。	①身体障がい者の手帳1・2級で3肢以上の機能障がいを有し、外出時に主に車椅子を使用する方 ②知的障がいのある方 ③精神障がいのある方 ④障害者総合支援法の対象となる難病の患者で①に準ずる方	
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業	①知的障害厚生相談所において知的障がいを有すると判定された者 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者 ③医師により発達障がいと診断された18歳未満の者等	

	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	地域活動支援センター	障がい者及び障がい児を対象に、通所の方法により創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図るとともに、その他日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域における障がい者福祉の増進を図ることを目的とした3型事業施設です。	伊予市内在住の在宅で障がいのある方(介護者付添可)	地域活動支援センター くりのみ 〒791-3203 伊予市中山町 出淵2番耕地120番地1 電話:089-967-1460 FAX:089-967-1460
生活福祉資金貸付事業	総合支援資金 (生活支援金) (住宅入居費) (一時生活再建費)	生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	離職世帯、低所得世帯	伊予市 社会福祉協議会 総務福祉係 〒799-3113 伊予市米湊 723番地1 電話： 089-983-6224 FAX： 089-983-3253
	福祉資金 (福祉費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生業を営むために必要な経費</li> <li>・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・障がい者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</li> <li>・冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>	低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等	

	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	福祉資金 (緊急小口資金)	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等	伊予市役所 福祉課 〒799-3193 伊予市米湊 820番地 電話： 089-982-1121 FAX： 089-983-3354
	教育支援資金 (教育支援費) (就学支度費)	○教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		

## ⑥ 入園について

### ○保育所等の利用について



※松山市HPより引用

※幼稚園のうち、私立幼稚園には、新制度に移行している幼稚園と新制度に移行していない幼稚園があります。  
新制度に移行していない幼稚園への入園を希望する場合は、1号認定を受ける必要はありません。

## ○保育所等の利用について

子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

給付認定区分			利用時間	問い合わせ先
1号認定 (教育認定)	教育標準時間	3歳以上	教育を必要とする子ども	入園決定後、給付認定の手続きを行います。
2号認定 (保育認定)	保育標準時間	3歳以上	保育の必要な子ども	入所申込と併せて給付認定の手続きを行います。 (申請書は入所申込書と一体です。)
	保育短時間			
3号認定 (保育認定)	保育標準時間	3歳未満		
	保育短時間			

## ○一時預かりについて

保護者のパート就労や急病時、または育児疲れの解消などに対し、一時的に預かりが必要となる児童を対象に、保育所等で保育する事業です。

対象者：満6か月から小学校就学前までの児童

## ○病児・病後児保育について

……伊予市では、お仕事等の都合でお困りの保護者の方に代わって、病気やけがのお子様をお預かりし、看護師や保育士がお子様一人一人の体調に合わせた保育・看護を行う病児・病後児保育室『いよっこすまいる』を開設しています。

### ・病児・病後児保育の実施施設

施設名	所在地	電話番号	利用時間	問い合わせ先
いよっこすまいる	伊予市米湊 768番地2 (ぐんちゅう 保育所内)	089-982-0406	月曜日～金曜日 7:30～18:00 土曜日 7:30～12:30	市民福祉部 子育て支援課 病児・病後児保育室  〒799-3113 伊予市米湊768番地2 (ぐんちゅう保育所内)  電話： 089-982-1119

### ※松山市の病児・病後児保育を利用できます

松山市において病児・病後児保育の広域受入れをしています。伊予市にお住まいの方もご利用できます。なお、利用にあたっては、利用を希望する施設への事前登録が必要です。

施設名	所在地・電話番号	利用時間	問い合わせ先
石丸小児科	松山市三番町六丁目 5番地1 電話：089-921-2918	平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～15:00	各施設へ直接連絡 制度については、 松山市保育・幼稚園課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町 四丁目7-2 別館2階 電話： 089-948-6412 FAX： 089-934-1021 E-mail：hoiku@city. matsuyama.ehime.jp
芳村小児科医院	松山市保免西一丁目 2番1号 電話：089-971-0800	平日：8:30～18:30 土曜日：8:30～13:30	
天山病院	松山市天山二丁目 3番30号 電話：089-946-1515	平日：8:30～19:00 土曜日：8:30～12:30 ※R3.9.1から当面の間 18:30まで	
愛媛生協病院	松山市来住町 1091番地1 電話：089-961-1307	平日：8:00～18:00 土曜日：8:00～13:30	



## ⑦ 就学について

### ○特別な教育的支援を必要とする子どもの教育相談について

……特別な教育的支援を必要とする未就学児とその保護者等を対象に、支援の在り方や望ましい就学の場について、教育相談を行っています。

問い合わせ先：伊予市学校教育課（電話：089-989-9871）

### ○就学时健康診断および就学通知書について

……学校から10月末までに「就学时健康診断案内文書」をお届けしますので、学校で受診してください。また、教育委員会から、1月末までに「就学通知書」をお届けしますので、保護者の方は必ず「就学届」を教育委員会学校教育課に提出してください。

問い合わせ先：教育委員会事務局学校教育課 伊予市米湊820番地  
(電話：089-989-9871)

### ◇就学先

就学分類	概要	対象
通常の学級	通常の学級です。	
通常の学級＋通級指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD) など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行っているが、障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考にし、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)



## ● 特別支援学級または通級指導教室を設置している伊予市内の小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
伊予市立 南山崎小学校	伊予市大平甲942番地	089-982-1565	1	-
伊予市立 北山崎小学校	伊予市中村41番地	089-982-0669	2	○
伊予市立 郡中小学校	伊予市上吾川110番地	089-982-0168	4	○
伊予市立 伊予小学校	伊予市上野2270番地	089-982-1575	2	-
伊予市立 中山小学校	伊予市中山町出淵 2番耕地143番地	089-967-0084	1	-
伊予市立 佐礼谷小学校	伊予市中山町佐礼谷 甲827番地2	089-968-0200	-	-
伊予市立 下灘小学校	伊予市双海町串 甲110番地3	089-987-5004	1	-
伊予市立 由並小学校	伊予市双海町高岸 甲867番地	089-986-5046	-	-
伊予市立 翠小学校	伊予市双海町上灘 甲452番地1	089-986-5031	-	-

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

## ● 特別支援学級または通級指導教室を設置している伊予市内の中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
伊予市立 港南中学校	伊予市米湊500-1番地	089-982-0063	3	○
伊予市立 伊予中学校	伊予市上野2326番地	089-982-0616	2	-
伊予市立 中山中学校	伊予市中山町出淵 2番耕地165番地	089-967-0009	1	-
伊予市立 双海中学校	伊予市双海町上灘 甲5286番地1	089-986-0023	2	-

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

● 愛媛県内の特別支援学校

学校名	住所	電話番号	障がい種別
松山盲学校	松山市久万ノ台112	089-922-3655	視覚障がい
松山聾学校	松山市馬木町2325	089-979-2211	聴覚障がい
宇和特別支援学校 [聴覚障がい部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
しげのふ特別支援学校	東温市田窪2135	089-964-2258	肢体不自由・ 病弱
新居浜特別支援学校川西分校	新居浜市宮西町4-46	0897-31-1121	肢体不自由
宇和特別支援学校 [肢体不自由部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
みなら特別支援学校	東温市見奈良1545	089-964-2395	知的障がい
みなら特別支援学校 松山城北分校	松山市馬木町2325	089-979-5650	
今治特別支援学校	今治市桜井乙32-313	0898-47-0355	
宇和特別支援学校 [知的障がい部門]	西予市宇和町永長1287-1	0894-62-5135	
新居浜特別支援学校	新居浜市本郷3-1-5	0897-31-6656	
新居浜特別支援学校 みしま分校	四国中央市三島中央 3丁目2-23	0896-24-5625	
愛媛大学教育学部 附属特別支援学校	松山市持田町1丁目 5-22	089-913-7891	

